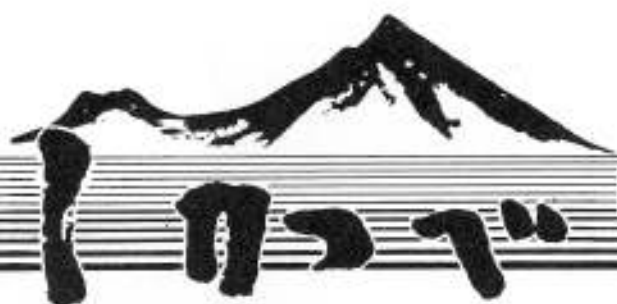


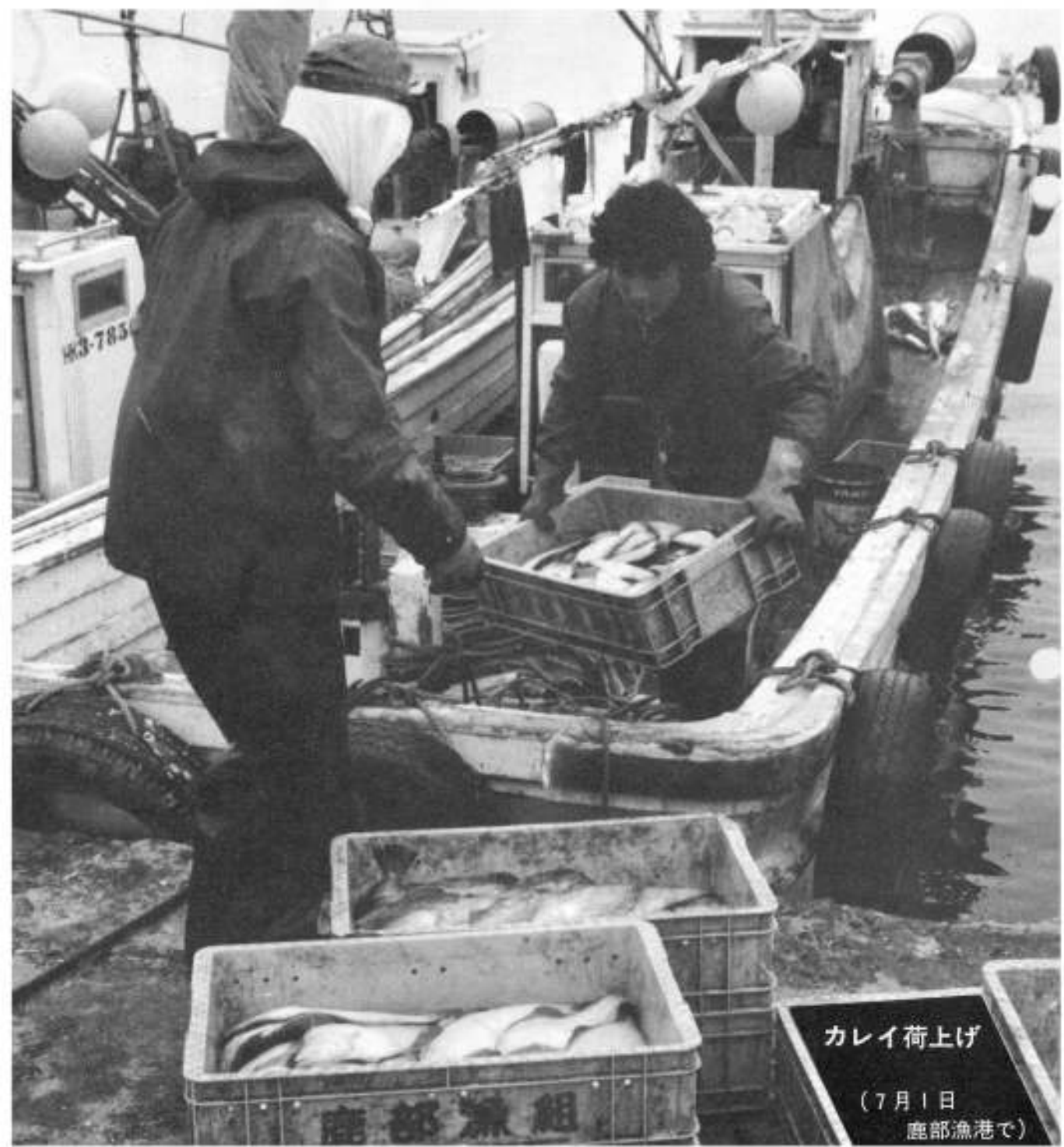
広 報

1. 元気にはたらき楽しい職場にしましょう。  
(村民憲章より)



'81 7  
No. 144号 月号

鹿部漁組



カレイ荷上げ

(7月1日  
鹿部漁港で)

# 昭和56年度第2回村議会定例会

— 6月22日開議 —

## 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正や 一般会計補正予算・農業委員の推せんなど

昭和56年第2回村議会定例会は、去る6月22日に開かれました。議事事務局長の諸報告、村長の行政報告のあと、議事審議に移り条例の改正、一般会計補正予算、国庫会計補正予算、村道路線の変更を慎重審議の結果、原案どおり可決しました。

次いで、土地開発公社の昭和55年度決算、昭和56年度予算の報告があり、続いて、農業委員の推せんをし、最後に、議員の免職による、「郵便貯金の現行制度の存続を求める要望」を採択し閉会となりました。主な内容は、次のとおりです。

### 議案第3号

農産物教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長の給与が、次のように改正になりました。(四月一日から)  
 改定後(月額) 改定前(月額)  
 四二万二千元 三六万八千元

### 議案第4号

農産物特別職の職員で非常勤のもの、報酬が次のように改正になりました。  
 特別職の職員で非常勤のもの、報酬が次のように改正になりました。  
 によるものです。

- 教育委員長 年十五万一千円
- 教育委員 年十二万六千円
- 監査委員 年十五万一千円
- 監査委員(議員) 年十二万六千円
- 選挙管理委員長 年五万三千元

### 議案第5号

農産物税条例の一部を改正する条例の制定について

税条例中督促手数料を、五〇円から、一〇〇円に引き上げた。  
 (これは、郵便料金等の引き上げ等によるものです。)

### 議案第6号

農産物税外種収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

督促手数料を、五〇円から、一〇〇円に引き上げた。(これは、郵便料金等の引き上げによるものです。)

### 議案第1号

農産物特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員の報酬が次のように改正になりました。(四月一日から)

職	改定後(月額)	改定前(月額)
議長	十七万 円	十五万 円
副議長	十二万 円	十一万 円
委員長	十万四千元	九万五千元
議員	十万 円	九万 円

### 議案第2号

農産物特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

村長、助役、収入役の給与が、次のように改正になりました。

職	改定後(月額)	改定前(月額)
村長	五六万 円	五〇万円
助役	三万三千元	四万五千元
収入役	四万四千元	三万七千元

### 議会日誌

5月	1日 観光開発特別委員会開催
8日 別海町議会議員一行が視察のため来村	
9日 議員協議会	
11日 管内議長会臨時会に議長出席(函館市)	
12日 先達町村視察(静内町、広尾町、湧別町、西興部村)	
16日 産業常任委員会開催	
18日 横法華村庁舎落成式典に議長出席(横法華村)	
22日 青森県下北部、東津軽郡渡島支庁管内議長会連絡協議会に議長出席平館村	
30日 昭和56年度渡島総合開発期成会総会に議長出席(函館市)	
6月	1日 さげ、ますふ化場落成式に議長以下各議員出席
2日 瀬棚町議会議員一行視察のため来村	
5日 総務常任委員会開催	
12日 漁業委員会第32回定期総会に議長出席(札幌市)	
15日 総務常任委員会開催	
16日 産業常任委員会開催	
17日 建設常任委員会開催	
19日 議会運営協議会開催	



議案第9号

村道路線の変更について  
 農部駅前大隅ヶ丘東八号線の改良に伴う延長、幅員の変更

農業委員の推せんについて

議案推せん委員を、三人とし、次の方を推せん決定した、

- 小山 忠一 宇高廣
- 阪部 良次 宇高廣
- 松川 義雄 宇高廣

郵便貯金の現行制度の存続を求める要望について

政府は、郵便貯金の金利等を検討するために、「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」を設置しましたが、国民大衆の多くが利用している郵便貯金の金利を、国民金融機関の金利と一本化する事については、危懼を感じる等の理由により、現行の郵便貯金制度を存続し、国民大衆の福祉向上に資する機望望し、各関係機関に意見書を提出するよう採択した。

- 提出者 西谷 正昭  
 賛成者 渡部 良次  
           松川 義雄  
           吉 武夫  
           佐藤 友一

議案第7号

昭和56年度農部村一般会計補正予算について

一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ、六一四五万円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ、十六億五、二五二万三千円としました。

歳出の主なものは、次のとおりです。

- 小規模治山事業
- 大岩地区船揚場整備事業

議案第8号

昭和56年度農部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

国民会計予算は、総額に安

更はなく、区分間での変更でした。

血液は造れませぬ

「愛の血液助け合い運動」(7月)

献血の和をひろげよう!

宇宙時代といわれる今日ですが、どんなに科学の粋をこらしても、まだ人工的に血液を造り出すことはできません。

病院で輸血を待っている患者さんに、いっときも早く血液を届けるには、すべて献血に頼るしかないのです。

七月は「愛の血液助け合い運動」が行われます。

昨年、献血にご協力いただいた方は、全国で六百万人を超え、年々助け合い運動の輪は広がっています。例年、夏場は血液が不足する季節です。

これは、山や海などレジャーにでかける人や、増着される方が多く、献血者が少なくなるからです。また、夏の暑さも献血意欲を鈍らせるのでしよう。こうしたことから、夏場は、血液を必要とする患者さんにとって、いへん深刻な季節なのです。

電車の中で、お年寄りに席を譲るのと同じように、見ず知らずの人に自分の血液を無償で提供する——まさに尊い行為とい

っていいでしょう。あなたの血液が患者さんの心に生命の灯をともすのです。

街で献血車を見かけたら、ぜひ協力ください。

また、全国の日本赤十字社の血液センターでは、献血を希望される方の登録も行っています。最寄りの血液センターにおたずねください。



—全道消防レンジャー大会に  
荒木消防士が出演—

# ガンバレ荒木君



荒木保宏 消防士

全道消防職員技術訓練大会にむけて、四月から一人で黙々と訓練に励んでいる若者が豊部消防署にいます。消防士荒木保宏君（二十五才）がその人である。彼は五十五年四月、豊部消防署



に勤務、同年七月の第九回全道大会に多くの先輩等の中から選抜され、渡島東部消防事務組合の代表としてロープ登はんの部に初出場し、同種目に参加の全道選手の中から新人ながら、基準の十五メートル以上を好タイムで登り、わずか一秒の差で第三位は、逃がしたものの見事第四位入賞をはたしました。「今年こそ」の意気に燃える荒木君は、本年七月十七日江別市で行なわれる第十四回大会にむけて、彼を助ける四人のレンジャーチームと共に、ウエイト調整に



余念がない。毎朝一・五キロのランニングにはじまり、なわとび（三十秒）腕立伏せ（五十回以上）フラットワーク（三十秒）、腹筋（五十回）かがみ跳躍（三十回）背筋（五十回）台飛び（三十秒）腕立伏飛び（三十秒）そり飛び（二十回）バービー（二十回）等、体むねもないハードなトレーニングに汗を流しています。彼の種目は、全くの個人プレーであるため、ややもすると挫折感におそわれることもある中で、自己の記録更新と何がなんでも第三

位内入賞の夢を実現したいと、頑張っています。若いころした人達が、有事の時に即応できるように、日常の訓練を積み重ね、人命尊重を基調として、救助技術の訓練に励んでいるのです。火の中で、高い所で、そして屋下などの俱所において助けを求めらるる人を救助するのが消防であり、若い彼ら、レンジャー隊なのです。ガンバレ、消防。ガンバレ、荒木君。

## 夏の風物詩も

### 原料は、火薬です。

大人も子供も……家族みんなで楽しめる花火は、夏の夜ならではの風物詩です。

最近はおもちゃ花火、いろいろな種類が出回り、取り扱い方も複雑なものが増えています。そのため、一歩取り扱いは間違えらるると、ケガや火災など思わぬ事故に結びつきます。

「おもちゃ花火」だからといっ

(5)

広報しかべ



て軽く見るとたいへんなことになります。夏の夜をいろいろ風物詩も、原料は火薬であることを忘れないで下さい。

花火遊びは、まず、花火の性質、取り扱い方をよくのみこんでからにしましょう。注意書きを念入りに読んで下さい。そして子供だけでは、決して花火をさせないようにはしましょう。

子供同士で、大人に隠れて花火をしたために、やけどをしたり、火災を引き起こしたりという事故が後を断ちません。必ず大人が付き添うようにしましょう。

大人の付添いのある場合でも、火災予防の点から、風の強い日に、花火をするのはやめましょう。

また、花火遊びの場所としては、開閉に木くすや、紙くすなど、燃えやすい物がない、人家などから離れた広い空地を選びましょう。

花火の燃えがらをゴミ箱に投げ入れたため、火事になった例があります。花火をするときは、必ず水の入ったバケツを用意し、マッチの燃えカスや花火の燃えがらは必ずバケツの中に捨てるようにし

たいものです。

せっかくの楽しい夏の夜のひとときが、ちょっとした不注意から悲しい事故とならないよう、十分に注意しましょう。

### 正しく使って 楽しい花火



#### 10の注意を守りましょう。

1. 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。
2. 花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所で遊ばないようにしましょう。
3. 風の強いときは、花火遊びは、やめましょう。
4. 水を用意しましょう。
5. 大人と一緒に遊びましょう。
6. たくさんのお花火に、一度に火をつけるないようにしましょう。
7. 正しい位置に点火して下さい。
8. 吹出し、打ち上げなどの筒も花火は、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
9. 花火をバケツに入れてはいけません。
10. 花火をほくして遊ぶことは、危険です。絶対やってはいけません。(警部消防署)

### 昆布乾燥機による 火災を防ぎましょう。

本年も昆布採取期に入り、一段と村全体が活気づいて参りましたが、漁家においては、昆布乾燥機を使用する機会も多くなり、それに伴い火災の発生する危険性も高まります。

昨年においては、当村では乾燥機の原因によるボヤが、3件程発生しておりますので、乾燥機の取扱いについては、次の点に十分注意をして使用して下さい。

1. 使用前に必ず燃えやすい物を遠ざけること。
2. 使用時には、必ず監視人を置くこと。
3. 燃焼器を用意すること。
4. 使用後は、電源を切り、油の元栓を締めること。
5. 使用後何度か見廻ること。

——警部消防署



### 消防広報指令車が 配備されました。

警部消防署に、15人乗りの広報指令車が、五月二十九日配備されました。

これは、昭和五十六年度の消防行政の中で、消防ポンプ自動車の購入（秋ころ）、放水水機、消火栓の設置と並んで、重点施策の一つに上げられていたものであります。今後、指令車は、有事（火災、自然災害）の際に、現場で指令本部となると共に、団員の搬送や、機械の運搬に威力を発揮することとなります。



# 社会を明るくする運動

7月1日～31日

子供を非行から  
守るために

## 非行の芽はすべての子供に

「息子を非行から守るには、どうしたらいいんでしょう？」

お母さん方から、よく相談を受けます。でも、はたと返事に困ってしまい、「特別業なんてありませんよ」と、苦しまされに答えるしかありません。

そのようにたずねるお母さんの



胸の内は「うちの子に限って」という自信にあふれているようです。しかし、わたしは「非行の芽はすべてお子さんにあるんです。他人ごとじゃありませんよ」と、ほんとうは声を大にして言いたいのです。

わたしが青少年の非行問題に関心を持つようになったのは、もう二十年も昔のことになります。親しい友人仲間と少年刑務所を訪問して回ったのがきっかけです。

それ以来、わたしは子供番組一筋に仕事をしてきました。そして数年間に、保護司というたいへんな役目を引き受けることになりました。

## 本音のつき合いが大切

非行少年の一人ひとりに話を聞いてみると、みんなやさしい心を持った少年たちです。

でも、どこか、さびしげなのです。わたしは、いつも考えさせられてしまいます。このさびしさが、きつくと非行に走らせるんであろうと……。

## 「子供が非行の道

に走るか、すくすく育つかは、小学校三年生ごろまでの親の育て方しだい」というのが、二十年の体験から得たわたしの持論です。

この年代のころまでに、親はふんどれだけ子供と本音で話し合え、つき合ってきたか——少年非行の問題はこの点にかかっているといっても言い過ぎではないと思います。

## 心の中に、ほら穴

非行少年の多くに共通しているのは、心のどこかに、はっきりと

さびしい「ほら穴」ができていくことです。

どうしてだろうか。行き過ぎた放任主義——手抜き——の子育てによるものか、あるいは手取り足取りといった過保護が原因なのか、いずれにしても、心の空洞は、親と子の触れ合いが欠けていたことによるものでしょう。

## 親として、隣人として

保護士 坂本 新兵 (タレント)

「立派な人間になれよ」「勉強しなさいよ」と口で言うのは簡単

です。しかし、建前だけのお説教だけでは、子供の心に響きません。ですから、例えば親が率先して読書に取り組むなど、「ほら、お父さんも勉強しているよ」と態度を示すことが、子供とのコミュニケーションの第一歩です。また、両親が忙しくて子供と接する時間が少ない場合は、せめて夕食を共にしながら子供の話を耳を傾けるようにしたいものです。

## 血の通った親子の交流を

こうした、ふだんの血の通った

交流の積み重ねこそ、非行の芽をつみとるいちばんの近道です。

もし、不幸にして子供が非行という病気に罹ってしまったら、まずあせらないことです。あわてて追いかけても、子供はソッポを向くだけ——ということが、実際には多いようです。

そのためには、まず、偽りのない親の生き方を見せることも、一つの方法かもしれません。そして、「自分の人生は自分で生きていくしかない」という気持ちを持つさせること、そうすれば子供は自ら立ち直るにちがありません。



## 「気をつけよう、自転車に乗るとき……」

- ・ 乗る前に必ず点検を……。
- ・ 急なとび出し・斜め横断・Uターンはやめる。
- ・ 標識、標示に従う。



ギャンブル好きの友人が金を借りにきたが、口約束だけでは心配

## 暮らしの中の法律相談

古くからの友人Y氏が「費用ができてどうしても金が要る。五十万円ほど貸して欲しい」と言ってきました。今までの付き合いを考えると断るわけにいかず、きりとしてギャンブル好きで有名なY氏のこと、約束どりにちゃんと返してくれるかどうか心配です。

一説では、あとあとの紛争を避けるため、口約束だけに頼らず「公正証書」をつくっておくとよいとのことですが……。

### 〈答〉

金の貸借のもつヒビが入った。親切心から保証人になったところ膨大な借金を背負ってしまった。暴質サラ金の返済に追われ一家心中。私たちの暮らしの中で、金の貸借にまつわるトラブルはいくらに後を断ちません。

こうした「悲劇」を避けるためには、できることなら金

の貸借はしないにこしたことはありませんが、どうしても言っているのが現実、やはり、金を貸す方、借りる方ともに、慎重を期することが大切です。なかでも、友人同士の金の貸借は、知った間柄ということから口約束だけで、または簡単な信用書だけで行われるケースが多いのですが、この場合も万一のことを考え、「公正証書」を

親しき仲にも礼儀あり。

## 金銭の貸し借りには 公正証書の作成を

作成しておくことが望ましいでしょう。

公正証書とは、公証人が当事者の依頼を受け、法事行為（金銭貸借契約）などについて、法律で定められた要件に従って作成する証書のことです。

この証書の利点は、金銭の取立てについて強制執行（借主に對する貸主の請求権を國家によって強制的に実現すること）を行う権限が認められていることです。

つまり、通常の私的契約書や信用書は、あくまで貸借の証

拠にすぎず、借主が約束どおりに金を返さない場合には、訴訟を起し、判決を得なければ強制執行はできません。しかし、あらかじめ強制執行ができる旨を記載した公正証書を作成しておけば、訴訟を起さなくてもただちに強制執行ができるわけです。

なお、公正証書の作成には一定の公証人手数料（貸借額が三百万円までの場合は三千元）が必要ですが、多数の手間とお金はかかっても、やはり、親しき仲にも礼儀あり。Y氏と話し合いの上、公正証書を作成しておけば、安心と言えましょう。



税務職員を募集中です。

申込受付は七月八日

十七日まで

人事院では、税務職員（税務大学校普通道科新修生）を募集しています。

▽受験資格：昭和三十六年四月二日から昭和三十九年四月一日までに生まれた者

▽申込受付期間：七月八日から七月十七日まで

▽申込先：札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎内 人事院北海道事務局

▽第一次試験：十月四日（日）

▽問い合わせ：詳しいことは函館税務署事務課

（22-4131）にとりぞ

## 税金の相談は

税金のことなら  
いつでもお気軽にご相談下さい。  
（函館市新川町26-6 函館税務署一階）

函館税務相談室 ☎0138-31667  
☎0138-314670

# カメラ・アイ

天気は悪くても元気いっぱい頑張りました。

小学校の運動会は、あいにくの  
天気でしたが、子供たちは、元気  
いっぱい頑張っていました。  
〈6月7日撮影〉



宣誓！  
正々堂々一生懸命頑張ります。  
〈6月7日撮影〉



白サギが保護されました。



お母さんといっしょの遊戯は、  
大変上手でした。

〈6月7日撮影〉



白サギが、鹿部駅の附近でケガをしているところを保護されました。これは、白サギの中でも中サギといわれているもので、函館動物園にひきとられ、ケガが治ってから放され、再び自然に帰るそうです。

（保護した人——盛田哲也氏）

〈5月29日撮影〉





役場職員も勉強しています。

職員の質的向上を図るために、北海道自治研修所より講師を招き研修を行いました。  
役場職員も、皆さんに負けずに日夜努力しています。

（5月29日撮影）



海の記念日 7月20日



河川愛護月間  
7月1日～31日



＝伸そう村勢 延ばすな村税＝

7月は保険税（2期分）

固定資産税（2期分）の納期です。



# 国民年金制度が一部改正になります。

国民年金法が先の国会で一部改正され、去る5月25日法律第50号をもって公布され、7月から適用されることになりました。

主な内容は次のとおりです。

(福祉年金)

年金種別		現行	改正
老齢福祉年金		270,000	288,000
障害福祉年金	1級	405,600	432,000
	2級	270,000	288,000

## 広報しかべ

※扶養義務者の収入により、老令福祉年金額は減額されます。  
ただし、本人及び扶養義務者の所得額が次の表を超えると全く支給されません。(扶養義務者の所得額は、世帯人員数により異なる)

単位：円

所得制限限度額(1年間の収入)		現行	改正
本人所得	老齢	2,164,000	2,266,000
	障害	2,164,000	3,000,000
扶養義務者		4人未満 8,760,000	保之置き

他の年金から併給されている場合、公的年金併給限度額

現行45万円→改正48万円

恩給や、厚生年金などの公的年金を年額48万円以上受給されている方は、福祉年金は支給されません。ただし、48万円未満のときは、48万円と受給年金額の差額が支給されます。(ただし、福祉年金額が限度となります)

(拠出年金)

年金種別		現行	改正
老齢年金	40年年金	806,400	869,500
	25年年金	504,000	543,300
	10年年金	318,600	343,500
	5年年金	271,200	292,400
障害年金	1級	627,000	675,900
	2級	501,600	540,700
母子・準母子・遺児年金		501,600	547,700

※他の公的年金から、遺族年金を受けられなくて、母子、準母子年金を受給されている方に、右記の金額に、母子加算として、年額一八〇,〇〇〇円が加算されます。



夏休みは、子供にとって、学校を中心としたふだんの生活では味わえない、貴重な体験をすることができるといえる機会です。夏休みを有意義に、そして楽しく過ごすことができるように、お母さんはお子さんとよく話し合って、夏休みの生活プランをきちんと立てるようにならねばなりません。

その日その日をただなんとなく過ごすのではなく、子供たちの成長にとって、あまりにも惜しい貴重な時間、といえます。

夏休みは、子供にとり、なにとなく夏休みが終わってしまうことがないようにしたいものです。

夏休みならではの生活パターン、目標をしっかりと立て、子供の成長の糧となるような充実した毎日を送らせるようにしたいです。

## 目標を立て、自主的な活動を

よう。

宿題など期間中に定められた課題をこなすことはもちろんですが、一方で、泳ぎを覚えるとか、植物などの観察記録をまとめる、土地のお年寄りに郷土の歴史について話をきく、体力づくりを心がける——といった、いわゆる「遊び」を通しての学習や運動も、夏休みの目標に組み入れたいものです。

こうした「野外学習」を通して地域社会にとけ込み、自然との触れ合いを深めることによって情操を豊かにしていく——こうした試みが実践できるのも、夏休みならではのことでいえます。

子供が自ら目標を立て、自主的にやりぬいていく課程で、強い意思なり、ものごとを見る確かな「目」が培われ、子供の成長に大きなプラスになっていくと思われたいです。



## 公職選挙法が改正になりました。

- 選挙の公正を確保し、金のかからない選挙制度確立のため、公職選挙法の一部改正になりました。
- 主な改正点は、次のとおりです。
  - 後援団体の政治活動のために使用する立札、看板の制限
  - 政治活動のための事務所等を表示するポスター(ステッカー)の規制
  - 選挙期間中における政党その他の政党活動を行う団体の政治活動の規制
  - 選挙事務所移動の制限
  - 連座制の強化
  - その他街頭演説、任意制ポスター掲示場、選挙人名簿等に関する改正





高田 会長

第15B町内会は、小学校から、公民館までの道沿をほきむ上下と宮浜公営住宅団地と教職員住宅を含み、その構成戸数は、85戸と村内30町内会のうち、一番多い町内会であります。

それ故、団結力に乏しく、特に公営住宅は、入退居が激しい為に入っている人の顔をおぼえるのが

やっという現状であります。しかし、わが町内会も昨年のお祭りに、お祭り山を出して以来、町内会会員相互の親睦は次第に深まっています。

特に本年度においては、5月17日に森町青葉ヶ丘公園において、花見を行ったところ参加者が別人で、大型バス二台を連ねての道中となり、又、公園においては、子供連のゲームあり、カラオケ大会ありで盛会のうちに終了し、当初の目的であった、町内会員相互の親睦の和を広げることができました。

又、わが町内会では、本年の4月から町内会報「おりがみ」を、毎月発行しており、今後も続けて参りたいと考えております。

これからも、レクリエーションや、町内会清掃事業、ほん踊り大会、更には一番結束するお祭りの踊り山や、たるみこし等を通じて、町内会員のより一層の親睦を深め、町内会活動を活性化させていきたいと思いますのだからと考えております。

会 長	高田 弘之
副 会 長	長川 村 茂
書記・会計	鎌 田 始
青少年部長	針 生 一 良
婦人部長	村 田 ミワ
体育部長	岡 部 正 喜
新生活部長	小 林 勲
衛生部長	武 藤 涼 子
監 査	石 川 晃 久

## 大盛況の花見記念写真



1、後援団体の政治活動のために使用する立札、看板の類の制限

①後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することが出来る立札、看板の類の数は従来一後援団体につき、何枚と制限されていましたが、今回の改正によって、同じ候補者等にかかる後援団体のすべてを通じて何枚と選挙の種類ごとに総数が制限されることになりました。

②改正法の施行後は立札、看板の類の掲示については、中央選挙管理委員会又は、所管の選挙管理委員会から新しい証書の交付を受けることが必要です。

2、政治活動のための事務所等を表示するポスター（ステッカー）の規制

①候補者等の氏名又は、氏名類推事項を記載し、又は後援団体の名称を記載したポスター（ステッカー）で、候補者等又は、後援団体の事務所、連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは、選挙の期間中もそれ以外の時も掲示できなくなりました。

②すでに掲示されているこれらのポスター（ステッカー）は、改正法の施行後は、掲示しておくことはできませんので、すみやかに撤去して下さい。

